

JASSO 海外留学支援制度（協定派遣）学内募集要項

2022 年度 第 4 期募集

「JASSO 海外留学支援制度（協定派遣）」（以下、本制度）は、日本の高等教育機関が諸外国の高等教育機関等と学生交流に関する協定書を締結し、それに基づき、諸外国の高等教育機関等へ短期間派遣される日本人学生等に対して、独立行政法人日本学生支援機構（以下、JASSO）が留学に係わる費用の一部を奨学金及び渡航支援金として支援することにより、グローバル社会において活躍できる人材を育成するとともに、日本の高等教育機関の国際化・国際競争力強化に資することを目的とした制度です。本制度への申請を希望する学生は、この「JASSO 海外留学支援制度（協定派遣）学内募集要項」（以下、本要項）を熟読の上、申請してください。

1. 対象プログラムおよび申請要件、選考基準

（1）対象プログラム

- ・海外交換留学 [2022 秋派遣]

（2）申請要件

上記「（1）対象プログラム」に含まれるプログラムに参加申請する者のうち、次の要件を全て満たす者

- ・日本国籍を有する者または日本への永住が許可されている者（特別永住者を含む）
- ・プログラムに参加前、及び渡航前である者
- ・プログラムへの参加にあたり、他団体等から派遣プログラム参加のための奨学金^{※1}を受け
る場合、他団体等からの奨学金支給月額（複数の他団体等から受ける場合は合計金額の月額
換算額）が、本制度による奨学金月額を超えない者

※1 渡航に係る費用および返済が必要な貸与型奨学金や学資ローンは含まれません。

※ 2019 年度以降に採用された JASSO 給付奨学金との併給はできないため、申請者にて休止
手続きが必要です。2018 年度以前に採用された JASSO 給付奨学金との併給は可能です。

※ 他の奨学金に渡航に係る費用が含まれる場合は、本制度の「渡航支援金」と併用するこ
とはできません。

（3）選考基準

JASSO の定める学業成績基準を満たすことを必須条件としたうえで、申請者の家計状況を
中心に申請理由および申請する留学期間（支給見込期間）を含め総合的に審査し、採用者を決
定します。

(4) 採用見込人数および支給金額

プログラムの採用見込み人数は次の通りです。

プログラム名	支給金額	採用見込人数
海外交換留学	6万円～10万円※1	96名

※1 派遣先によって異なります。詳細は別表を参照ください。

※採用見込人数は、2022年度通年の募集の合計人数です。(今回の募集ですべての枠を使用するわけではありません。)

※採用見込人数は、採用者の支給期間等に応じて、変更されることがあります。

※渡航支援金採用者は上記支給金額に加え、渡航支援金32万円が支給されます。(渡航支援金の詳細は後述します。)

※プログラム期間が1年以上のプログラムであっても、本奨学金は最初の1年間(最初の12か月分)分のみの支給となりますので、予めご注意ください。

2. 応募・選考に関わるスケジュール

項目	スケジュール
学内申請期間	2022年5月18日(水)～6月1日(水)16:30
学内選考結果の通知	2022年6月24日(金)
渡航支援金学内選考結果の通知	希望者宛に別途連絡します。 ※P4-5の渡航支援金の項目をよく読んで、希望者は手続きをしてください。

3. 応募方法について

【オンライン申請】

以下のURLもしくはQRコードからアクセスしてください。

一時保存はできませんので、あらかじめ質問内容等をp.6-9で確認し、回答内容や提出書類をご準備のうえ入力を行ってください。

<https://forms.office.com/r/K77N00xbPX>



※オンライン申請ページは学内申請期間に合わせて利用可能となります。

※複数回申請した場合は投稿完了日時が一番新しいもののみを使用いたします。

※今回募集を行うプログラムは、今後本制度の募集を行いません。本制度に応募予定の方は忘れずにご応募ください。(年複数回実施するプログラムは出発時期ごとに募集を行います。)

※提出書類に記載されている個人情報は、本制度における学内選考業務に限定して利用し、その他の目的に使用することはありません。サーベイでの提出が難しい場合は、末尾に記載の問い合わせ先へご相談ください。

※追加の書類提出のお願いや原本の提出のお願いをすることがあります。予めご了承をお願いいたします。

4. 支援の内容

(1) 奨学金

1) 奨学金月額

指定都市 月額 10 万円

甲地区 月額 8 万円

乙地区 月額 7 万円

丙地区 月額 6 万円

※詳細は別表を参照してください。

※本奨学金は給付型奨学金です。返済は不要です。

2) 支給月数（支給回数）の算出方法

- ・ 31 日以上 1 年以内の期間、対象プログラムに参加する学生に対し、奨学金を 12 か月（12 回）以内で支給します。ただし、プログラムごとの所定の渡航期間を満たす必要があります。
- ・ 派遣期間を 31 日ごとに区切り、奨学金月額の支給月数を決定します。

派遣日数	支給月数
31 ～ 31 日	1
32 ～ 62 日	2
63 ～ 93 日	3
94 ～ 124 日	4
125 ～ 155 日	5
156 ～ 186 日	6

派遣日数	支給月数
187 ～ 217 日	7
218 ～ 248 日	8
249 ～ 279 日	9
280 ～ 310 日	10
311 ～ 341 日	11
342 ～ 365 日	12

3) 支給対象月

支給対象月は在籍確認と奨学金の支給を行う月のことで、2) により算出した支給月数（支給回数）を、原則留学開始月からひと月ごとに割り当てます。

4) 支給方法

奨学金の支給は APU を通じて行います。なお、APU は採用者に対し各支給対象月に在籍確認を行ったうえで、原則一月分の奨学金を各支給対象月の月末に支給します。ただし、プログラム期間が留学開始月の途中から開始する等の理由により、支給月の月末に支給できないことがあります。詳細は採用者にお送りする資料にてお知らせします。

(2) 渡航支援金

経済的に困窮した留学希望者が一定の家計基準を満たした場合に、渡航等に必要な費用を支援することを目的とし、「渡航支援金」を支給します。

1) 支給金額

32 万円

2) 支給基準

家計支持者の所得金額（父母共働きの場合は、父母の合算額）が次の金額である者。

世帯区分	支給基準
給与所得のみの世帯	年間収入金額（税込）が 300 万円以下
給与所得以外の所得を含む世帯	年間所得金額（必要経費等控除後）200 万円以下

※渡航支援金の選考に関して追加書類の提出をお願いすることがあります。

※原則 2021 年中の世帯所得金額が上記の家計基準を満たしていることが要件となりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した方は別途必要書類を提出することで家計急変後の所得見込金額で申請することが可能です。詳しくは別紙 1 をご覧ください。

3) 支給方法

採用者に対し留学開始月もしくは初回の奨学金支給時に、渡航支援金を支給します。

4) 注意点

JASSO 海外留学支援制度の採用を取り消された者に対しては渡航支援金を支給しません。渡航支援金を受給後に、採用を取消された場合は、渡航支援金を全額返納する必要があります。また、他団体等からの奨学金を併給する場合で、以下に当てはまる場合も渡航支援金の支給はできません。

- ・他団体等からの奨学金月額が本制度による奨学金月額を超える場合
- ・他団体等からの奨学金に渡航費が含まれる場合

(3) 採用取り消し及び支給済奨学金、渡航支援金の返納

次の各項のうち、いずれか1つでも当てはまる場合には、本制度による採用の取り消し、支給済みの奨学金、渡航支援金の返納を求められます。

- ・本制度への申請において、その内容に虚偽があると認められた場合。
- ・採用者がプログラムへ参加できない場合（プログラム自体が実施されない場合を含む）。
- ・2022年度中にプログラム開始が出来ない場合。（理由の如何を問わず、現地でのプログラム開始が次年度へ順延した場合は本項に該当するため採用取消となります。）
- ・プログラム開始後に採用者が継続してプログラムへ参加することが困難となった場合（大学の判断によるプログラムへの参加中止を含む）。
- ・プログラム期間中、派遣先国/地域が外務省「海外安全ホームページ」上の危険度及び感染症危険情報が「レベル1：十分注意してください。」以下であることが支給条件です。
但し、2022年度プログラムは特例として、新型コロナウイルスを原因とする場合には感染症危険情報がレベル2または3であっても、奨学金の支給対象となります。危険度（治安等に関するレベル）及び新型コロナウイルスを原因としない感染症危険情報については引き続きレベル2以上の場合は、本奨学金の支給対象とはならず採用取り消しとなるのでご注意ください。感染症危険情報がレベル2またはレベル3での海外渡航を推奨するものではありません。また、渡航前に別途誓約書をご提出いただく必要があります。
- ・当初のスケジュールより学修を早く終えた、あるいはやむを得ない事情で緊急帰国を余儀なくされた等の理由により総派遣日数が少なくなり、支給月数が減少した場合。なお、結果的に派遣日数が31日未満となった場合は、全額返納となります。（交換留学など一部の長期プログラムは原則として派遣先大学での1学期間以上の渡航日数を満たす必要があります。）
- ・支給対象者の学業不振、素行不良等が極めて顕著で、本制度による支援を受けるにふさわしくないとJASSOまたはAPU教学委員会が判断した場合。

※支給済の奨学金等を大学へ返金する際、振込手数料等は各自ご負担いただきます。

※予定より早くプログラム終了した場合の奨学金の扱いに関する事例

プログラム開始後に、予定より早くプログラムを終了することになった場合は、その理由を問わず、JASSOの規定に基づき実際のプログラム終了日までが支給対象期間となります。例えば、当初は支給対象期間が4か月であり、4か月目の奨学金を支給済であった場合でも、プログラムが予定より早く終わったことにより支給対象期間が3か月となった場合は、支給済の4か月目の奨学金を返納していただく必要があります。この場合の振込手数料等も各自ご負担いただきます。予めご了承ください。

(4) その他注意事項

- ・プログラム期間の変更があった場合は、速やかにアカデミック・オフィス JASSO 留学支援制度担当へご連絡ください。連絡の遅れによって生じた不利益については、大学は責任を負いません。

オンライン申請における確認項目および提出書類一覧

申請者に関する情報

対象者	確認項目及び提出書類 ※提出書類には下線
全員	申請者基本情報（学籍番号、氏名、住所、日本国籍の有無、参加プログラム等）
全員	本制度以外の給付型奨学金受給の有無、受給している場合はその奨学金の名称と受給月額
日本以外の国籍の申請者	<u>永住権を有していることが分かる在留資格の証明書類の写し</u> （在留カード等）
全員	派遣先大学名、派遣先国及び都市名、留学期間、 <u>留学期間が確認できる書類</u> （受入許可書の写し。申請時点で未入手の場合は開始日及び終了日に印を付けたアカデミックカレンダーでも可。）
渡航先の感染症危険レベルが 2 以上の場合	新型コロナウイルス感染症の影響下における渡航についての誓約書（所定様式）（原本はアカデミック・オフィスに提出。詳細は別紙 2 の通り。）
渡航支援金受給希望者	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>家族構成申告書</u>（所定様式）（プリントアウトして署名のうえ提出、原本はアカデミック・オフィスに提出。） ・収入に関する以下いずれかの資料 A) <u>最新年の市区町村発行の所得証明書の写し</u>（後述する家計全体を証明する書類として、2021 年の源泉徴収票もしくは確定申告書をご提出いただく方は本件の提出は不要） B) <u>新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変に関する申告書類等一式</u>。詳細は別紙 1 の通り。
全員	本奨学金制度への申請理由（300 字以上）

家計支持者及びその他家族に関する情報

対象者	確認項目及び提出書類 ※提出書類には下線
全員	世帯人数、家計支持者の基本情報（氏名、年齢等）
全員	家計支持者の勤務先情報（職業、在職年数、勤務先名、役職）
ひとり親世帯	次のうちいずれか <ul style="list-style-type: none"> ・<u>所得証明書の写し</u>（課税証明書）（「寡婦・寡夫」、「特別寡婦」の欄に「*」印や控除金額が記されているもの） ・<u>源泉徴収票の写し</u>（寡婦・寡夫欄に* 印の記載があるもの） ・<u>戸籍謄本の写し</u>
死別によるひとり親世帯	<u>公的証明書の写し</u> （戸籍謄本等）

離婚によるひとり親世帯	養育費の有無、(有りの場合) <u>養育費の年額を証明する書類</u> (様式自由：援助者が作成し署名・押印)
全員	<u>家計全体を証明する書類</u> (詳細は以下のフローチャートでご確認ください。)
全員	兄弟姉妹のうち就学者の人数、氏名、年齢、在籍学校情報等
1年以内に火災・風水・盗難等の被害を受けた方	<u>罹災証明書及び被害額を示す見積書・請求書等</u>

※家計支持者について、父母いずれかの場合はその片方、父母がいない場合は家計を支えている者が該当します。父母がいる場合は、所得の有無を問わず父母双方の書類を提出してください。

※以下のフローのどれにも該当しない場合は申請締切日の 1 週間前までにアカデミック・オフィス奨学金担当まで問合せください。

※複数の収入がある場合はそれぞれの証明書類を提出してください。

※下記書類以外にも、審査に必要な場合は別途書類を提出していただく場合があります。

※家計に関して提出いただく書類はコピーもしくはスキャンデータで結構です。

💡 確定申告書を提出する際の注意点

- ・第一表と第二表の両方をご提出ください。
- ・税務署の受付印があるものをご提出ください。電子申告 (e-TAX) の場合は、「受信通知」又は「即時通知」のコピーを一緒にご提出ください

【スタート】

申請時点で働いていますか？

次頁へ

↓ はい

いいえ

2021 年 1 月 2 日以降に就職・転職・退職・開業・廃業したことがありますか？

↓ はい

いいえ

【提出書類】

- 給与所得者：給与支払（見込）証明書又は新勤務先の直近 3 ヶ月以上の給与明細（新勤務先発行のもの）
- 商店・農業工業・個人経営：直近 3 ヶ月以上の帳簿等を提出

【提出書類】

- 給与所得者：2021 年（1 月～12 月）分の源泉徴収票（勤め先が複数ある場合は全て提出してください。）
- 商店・農業工業・個人経営：2021 年の確定申告書 ※上記注意点をご確認ください。
- 海外勤務等により上記の書類が提出できない場合：会社の給与支払証明書または年収証明書（いずれも 2021 年 1 月～12 月分）

はい・いいえ どちらに該当する場合も

【該当する証明書類をすべて提出】

- 単身赴任：「単身赴任証明書」（勤務先による証明、要公印、様式自由）および別居に関わる費用（自己負担額）を証明できる書類（賃貸契約書、家賃および直近 3 ヶ月分程度の水光熱費の請求書等）
- 生活保護：生活保護決定（変更）通知書
- 傷病手当金：傷病手当金通知書
- 年金（遺族年金、障害年金等）：年金振込通知書又は年金額改定通知書
- 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当：受給金額が記載された通知書
- 援助金、養育費等：援助の年額の証明（様式自由：援助者が作成し、署名・押印）
- その他公的手当等：受給金額が記載された通知書

申請時点で働いていない

申請時点で「雇用保険」、「生活保護」、「傷病手当金」、「児童手当」等を受給していますか？

はい

いいえ

【該当する証明書類をすべて提出】

- 雇用保険：雇用保険受給資格者証
- 生活保護：生活保護決定（変更）通知書
- 傷病手当金：傷病手当金通知書
- 年金（遺族年金、障害年金等）：年金振込通知書又は年金額改定通知書
- 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当：受給金額が記載された通知書
- 援助金、養育費等：援助の年額の証明（様式自由：援助者が作成し、署名・押印）
- その他公的手当等：受給金額が記載された通知書

【提出書類】

現在の状況（無職）が始まったのが 2021 年 1 月 1 日 以前の方は、2021 年の市区町村発行の「所得証明書」又は「非課税証明書」をご提出ください。※但し、所得金額欄に 0 円と記載されている必要があります。

但し、市区町村が 2021 年の上記書類を未発行の場合や、現在の状況（無職）が始まったのが 2021 年 1 月 2 日以降の場合は、離職票又は退職証明書又は廃業届受理証明又は破産手続き開始決定通知をご提出ください。

5. 問い合わせ先

本要項についてのお問い合わせ、ご質問は APU アカデミック・オフィス JASSO 留学支援制度担当までお寄せください。

アカデミック・オフィス
JASSO 留学支援制度担当
前田、佐野
Tel: 0977-78-1101
E-mail: intl@apu.ac.jp

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した場合の渡航支援金の申請について

「2022年度海外留学支援制度（協定派遣）」の渡航支援金の支援対象となる派遣学生は、原則 2021 年中の世帯の所得金額が家計基準を満たしていることが要件となっております。しかし、従来の要件では渡航支援金の支援対象とならない派遣学生のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変したものについては、特例措置として、家計急変後の所得見込金額が家計基準を満たしている場合は、渡航支援金の申請を認めることといたします。以下をよくご確認のうえ申請をお願いいたします。

1. 対象者

次の 1) 及び 2) を満たす者が対象となります。

- 1) 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変したことを公的書類により証明する者。※新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少があった者等を支援対象として、国及び地方公共団体又はその他の公的機関（独立行政法人、認可法人、特殊法人又はそれらに類するもの）が実施する公的支援を受けている方が対象です。
- 2) 本紙で定める家計基準を満たし、必要書類を提出する者。

2. 家計基準

家計急変後、申請時点で直近の 1 か月の収入から算出した、12 か月分の世帯の所得見込金額が次の金額である派遣学生が対象です。

給与所得のみの世帯	収入見込金額（税込）が 300 万円以下
給与所得以外の所得を含む世帯	所得見込金額（必要経費等控除後）が 200 万円以下

※老齢年金は収入に含みます。遺族年金、障害年金及び養育費は収入に含みません。

3. 所得見込金額を確認すべき対象者

所得見込金額を確認すべき対象者は、派遣学生が父母等に扶養されているのか、派遣学生本人が生計を立てているのか（以下「独立生計者」という。）により異なります。

（1）派遣学生が父母等に扶養されている場合

書類提出対象者	生計維持者の区分
父母双方	収入の有無によらず父母がいる場合
父母のいずれか	父子/母子家庭の場合
父母以外の該当者	例) 祖父母、兄

(2) 派遣学生が独立生計者の場合

書類提出対象者	生計維持者の区分
派遣学生のみ	配偶者がいないとき
派遣学生及び配偶者	配偶者があるとき

4. 提出書類

(1) 「新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変に関する申告書」

所定のエクセルフォームに必要事項を入力後プリントアウトし、自筆署名欄に署名をした上で提出してください。

※ 収入形態が「給与所得以外の所得を含む」世帯の場合は、所得見込額を確認するために、エクセルフォーム内の案内に従い給与所得控除の見込額及び必要経費等控除の見込額を算出する必要があります。

※ 派遣学生が独立生計者の場合、所得見込額（配偶者がある場合は双方の合算）が48万円以上あることをエクセルフォーム内の案内に従い確認してください。

(2) 家計急変後、申請時点で直近の1か月の収入額を確認できる書類（写し）

上記(1)の書類の収入見込額・所得見込額の算出に使用した、家計急変後、申請時点で直近の1か月の収入額を確認できる書類（給与明細、預貯金通帳等）の写しを提出してください。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響に対する公的支援の受給証明書（写し）

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少があった者等を支援対象として、国及び地方公共団体又はその他の公的機関（独立行政法人、認可法人、特殊法人又はそれらに類するもの）が実施する公的支援の受給証明書（以下、「証明書」という）の写しを提出してください。

※ 公的支援に申し込み中のため証明書を直ちに用意できない場合は、公的支援を受ける予定であることが分かる書類（申込書等）（写し）を提出してください。ただし、公的支援の受給が決定後、速やかに証明書（写し）を提出してください。証明書の提出がない場合は、支給された渡航支援金を返納する必要があります。

(4) 派遣学生が独立生計者の場合のみ必要な書類

派遣学生が独立生計者の場合は、アカデミック・オフィス留学奨学金担当に直接お申し出ください。

新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の例

	制度名	主な実施機関
1	新型コロナウイルス感染症特別貸付 小規模事業者経営改善資金（新型コロナウイルス対策マル経融資）	日本政策金融公庫
2	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 生活衛生改善貸付（新型コロナウイルス対策衛経） 新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別貸付	日本政策金融公庫
3	危機対応融資	商工組合中央金庫 日本政策投資銀行
4	セーフティネット保証 4 号 セーフティネット保証 5 号 危機関連保証	信用保証協会
5	小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付	（独）中小企業基盤整備機構
6	小学校休業等対応支援金（委託を受ける個人向け）	都道府県労働局
7	緊急小口資金 総合支援資金（生活費）	社会福祉協議会
8	厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予	厚生労働省、日本年金機構
9	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の徴収猶予	地方公共団体
10	国税・地方税の納付猶予	国税庁、地方公共団体
11	持続化給付金	経済産業省、中小企業庁
12	家賃支援給付金	経済産業省、中小企業庁

※上記の制度は例示であり、新型コロナウイルス感染症の影響に対する全ての公的支援を掲載しているわけではありません。

※上記の制度について不明な点は、それぞれの実施機関にお問い合わせください。

※上記の制度の実施機関では、本海外留学支援制度についてお答えできません。

< 証明書の例 >

制度名	証明書の名称
緊急小口資金の貸付け	借用書
新型コロナウイルス感染症特別貸付	借用証書
小学校休業等対応支援金	支給決定通知書
国税の納付猶予	納税の猶予許可通知書

感染症危険情報レベル 2 又はレベル 3 の国への渡航について

「海外留学支援制度（協定派遣）」は、外務省の「海外安全ホームページ」上の感染症危険情報レベル 2 以上の国・地域は支援対象外となっていました。この度、JASSO からの通知に基づき、以下の要件を満たす場合は、外務省による感染症危険情報レベル 2（不要不急の渡航取り止め）又はレベル 3（渡航中止勧告）の国・地域に派遣する場合についても奨学金の支援を認めることとします。

1. 支援要件

- ・ 2022 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日までにプログラムを開始すること
- ・ 大学から渡航を伴うプログラム参加を認められていること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の事由により感染症危険情報レベル 2 又は 3 であること。

2. 提出書類

「新型コロナウイルス感染症の影響下における派遣学生の登録申請に係る誓約書」

所定の様式をプリントアウトし、必要事項を記入・署名のうえ提出してください。

2 ページ目の「新型コロナウイルス感染症の影響により感染症危険情報レベル 2 以上に指定された国・地域への渡航前に確認すべき項目」については必ず各自で確認してください。

今回の特例措置は、新型コロナウイルス感染症の影響下における感染症危険情報レベル 2 又はレベル 3 の国への派遣について推奨するものではありません。現状で留学することへの危険性について理解し、安全面や危険管理について十分検討したうえで、申請してください。

派遣先地域による奨学金月額

地区	地域名・都市名	地区	地域名・都市名
指定都市 奨学金額: 100,000円 ※※	アビジャン アブダビ クウェート サンフランシスコ シンガポール ジッダ ジュネーブ ニューヨーク パリ モスクワ リヤド ロサンゼルス ロンドン ワシントン D.C.	乙地方 奨学金額: 70,000円	指定都市、甲地方、丙地方以外の地域 【主な都市】 ウェリントン クアラルンプール サンクトペテルブルク シドニー ジャカルタ ソウル ソフィア タシケント バンコク プラハ ブダペスト マニラ メルボルン ヤンゴン
甲地方 奨学金額: 80,000円	・北米 ・欧州 ・中近東 (アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシアを除く) 【主な都市】 アムステルダム アンカレッジ ウィーン ヴァンクーバー エルサレム コペンハーゲン シアトル シカゴ チューリッヒ トロント ニューオリンズ ハンブルグ フランクフルト ブラッセル ホノルル ボストン マドリッド モントリオール ローマ	丙地方 奨学金額: 60,000円	・アジア (インドシナ半島*、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ、香港を除く) ・中南米 ・アフリカ *インドシナ半島:シンガポール、タイ、ミャンマー、マレーシアを含む 【主な都市】 カイロ ケープタウン サンパウロ 上海 台北 ナイロビ ブエノスアイレス 北京 メキシコシティ リオデジャネイロ リマ

※地区の区分は「国家公務員等の旅費に関する法律」(昭和25年法律第114号)及び「国家公務員等の旅費支給規程」(昭和25年大蔵省令第45号)による。

※※本制度の指定都市について、派遣先大学等の住所表記に指定都市名が含まれる都市に限ることとしますので、ご注意ください。